

平成 24 年度 事業計画書

当協会は、内閣総理大臣から公益認定を受け、平成 23 年 4 月 1 日より、新たに公益財団法人日本関税協会としてスタートしたところである。

今回の公益認定は、当協会が、昭和 24 年に設立されて以来、60 年以上の長きにわたり、我が国の関税政策・税関行政の支援を行うとの目的に沿って各種の事業を展開してきた地道な活動が改めて認められた結果であると考えられる。

我が国は、昨年、未曾有の大災害に見舞われ、国内外の経済環境についても予断を許さない状況となっており、貿易をとりまく環境も大変厳しい状況にある。

この様な中で、協会としては、貿易の一層の促進を通じ、日本経済の再生に向け、各種の公益事業を、これまで以上に目的に沿って積極的に推進していくこととしたい。

I 一般事業

(重点施策)

- ・新規研究会の実施等、調査・研究事業（公 1）の充実
- ・貿易関係者のニーズに沿った各種書籍の発行及びホームページの拡充等、普及・啓発事業（公 2）の充実
- ・各種貿易関係セミナー及び通関士模試の拡充等、教育・研修事業（公 3）の充実

1. 貿易と関税に関する調査・研究及び提言事業【公益事業 1】

(1) 貿易円滑化に関する研究会

前年度に、早稲田大学商学部の椿教授を座長に、貿易関係の実務経験者を中心としたメンバーによる研究会を立ち上げたところであるが、本年度においては、本格的な審議を行う予定である。テーマとしては「貿易円滑化と税関関連手続」を掲げ、他国の手続とも比

較しつつ、利用者の利便性を図りながら、税関手続等国境調整機能の実効性を確保し、更なる貿易円滑化を推進するため、具体的にどのような施策が考えられるか等、今後の通関手続のあるべき姿を検討する予定である。

（２） EPA/FTA 等地域経済統合に関する研究会

現在、世界中で 200 を超える EPA/FTA が締結され、WTO のドーハラウンドがまとまらない中、今後とも、これらの地域経済統合が増加するものと予想される。

こうした中、我が国の TPP への参加の動きもあり、地域経済統合のメリット、デメリット、問題点等につき、学識経験者を中心とした研究会を立ち上げ、検討していくこととしたい。

２．貿易と関税に関する普及・啓発事業【公益事業２】

（１） 書籍の頒布事業

関税関係の法令、通達、貿易統計及び「貿易と関税」など各種の定期刊行物の内容の充実に努める。例えば、「関税関係基本通達集」については、定価を変更することなく本体部分と様式集部分の分冊化を図る等、読者からの要望に沿って内容の充実を図っていくこととする。これらの定期刊行物に加え、貿易関係者のニーズに沿って、以下の参考図書を新たに出版する予定である。

・「特殊関税コンメンタール」

特殊関税制度については、近年発動の手続等が大幅に改正されたことから、同解説書である「特殊関税コンメンタール」を出版する予定である。

・「関税（品目）分類の基礎と実践Ⅰ」

輸出入通関業務上、重要な関税分類について、その適用ルール及び品目表の類毎に含まれる物品について、分かりやすく解説した図書（第 1 巻として HS 品目表の第 5 部までの内容を含む）を出版する予定である。

・「関税評価 303（改訂 6 版）」

実際の輸入取引に関税評価を適用していく上での具体的な取扱いについて、Q&A 形式で分かりやすく解説した実務書「関税評価 303」を、最新の法令や通達の改正を踏まえ、改訂版を出版する予定である。

・「HS 商品インデックス（改訂版）」

HS コードから、該当する具体的な商品名へ、また商品名から HS コードへと双方向で参照可能な実務書である HS 商品インデックスに関し、HS 分類の大改正を踏まえた改訂版を出版する予定である。

・「機関誌」の創刊

会員に対するサービスの一層の向上を図るとともに協会の PR、会員との情報共有を図るとの観点から、新たに機関誌を発行する予定である。本件は、前年度からの企画であり、創刊号は 4 月に発行する予定である。なお、発行間隔は季刊とする予定である。

（２） 情報提供事業

・ ホームページの円滑な運営及び内容の拡充

公益法人化に併せ、ホームページを見やすく、使い勝手の良いものとすべく、昨年度ホームページのリニューアル作業を行い、4 月に支部も含め全てのホームページの公開を予定している。

今後、本部・支部等各ホームページに係る個別の運営は、それぞれの主体で実施することになるため、本部・支部及び CIPIC 職員に対して、運営の内容と操作方法の実技指導の研修を複数回実施する予定である。

また、公開以降、ホームページについては、各メニュー項目の内容を刷新し、新規コンテンツの拡充を図っていく予定である。

・ Jtrade（貿易統計 web 検索システム）サービスの改善

Jtrade サービスにおいては、サービス開始以降、継続して運用を行っているが、税関 HP の公開等もあり、顧客離れが見られる傾向がある。

このため、サービスの内容として利便性の高いメニューの充実を図るとともに、インターフェースについてより使いやすいものとすべく改善を図る予定である。

(3) 講演会、説明会事業

全国各支部において、会員等貿易関係者に対し、関税政策・税関行政に係る講演会や説明会を開催し、貿易と関税に係る内外の情報を提供してきている。引き続き本年度も、会員などのニーズに応じ、充実した内容の情報を提供していく予定である。

3. 貿易と関税に関する教育・研修事業【公益事業3】

(1) セミナー・教育事業

・貿易実務研究部会（毎月開催）

貿易と関税に関する様々なテーマでの講演会を実施してきている。毎回、部会員のニーズに応じたテーマを扱っているが、会員数は近年伸び悩みの傾向にあることから部会費の見直しを図り、会員数の増加を図ることとする。また、関西地区においても、同様な部会を設けることを計画している。

・通関研究部会

部会員を対象に、本年度は知的財産違反貨物に対する水際取り締めについてのセミナーを開催予定である。

・貿易関係セミナー

物流に関するセミナーの充実を図るとともに、本年度から、中国貿易に加え、ベトナムの最新の通関事情に係るセミナーを新設する予定である。また、セミナー参加者の増加を図るため、受講料の見直しを行う予定である。

- ・通関手続（中級編）：4月、11月東京
- ・通関手続（入門編）：6月、1月東京
- ・貿易実務（基礎編）：5月、7月、11月、2月東京
- ・貿易実務（実践編）：6月、12月東京

- ・貿易為替：6月、11月東京
- ・中国の通関と貿易：4月大阪、5月、1月東京、7月博多
- ・検証：中国貿易と通関（輸出・輸入編）：6月、2月東京、12月大阪
- ・国内物流（中、上級編（新））：10月東京
- ・国際物流：2月東京
- ・ベトナムの最新通関事情（新）：7月東京
- ・実地研修（海港、空港）：東京港、横浜港、成田空港貨物地区、春、秋

（２） 通関士試験支援事業

本年度においては、講座の見直し結果を踏まえ、通関士養成講座として、以下に示す内容とし、このうち、全国模試は本試験と同様 13 会場に拡大し、また、インターネットを活用したオンライン基礎力 UP 講座を新設する予定である。

- ・通信教育講座：4月開講、9月までの6ヶ月間で実施
- ・ビデオ通信教育講座：4月開講、9月までの6ヶ月間で実施
- ・講習会：4月開講、9月までの全27回で実施
- ・全国通関士模試：全国10から13会場に拡充し、8月に実施
- ・オンライン通関士模試：「全国通関士模試」に加え、インターネットを利用した模試を実施（7月、9月）
- ・オンライン基礎力 UP 講座（新）：4月開講、9月までの6ヶ月間で実施
- ・法令改正講座：5月に東京、名古屋、大阪で実施

（３） 開発途上国の税関職員に対する研修

調査・研究及び提言事業において実施した ASEAN 原産地規則の調査・研究の成果を踏まえ、ASEAN 事務局からの委託を受け、ASEAN 諸国の税関職員に対する研修教材を作成し、ASEAN 加盟 10 カ国の税関職員に対する研修を実施する予定である。

Ⅱ 特別事業（知的財産情報センター（CIPIC））

（重点施策）

・外国における知的財産侵害物品の水際取締に関する調査・研究会の立上げ（公１）及びその成果を普及啓発するために出版物とする（公２）

・WCO が開発した各国の権利者・税関双方が用いる水際取締用データベースシステムである IPM の普及及び改善活動（公１）の推進

１．知的財産に関する調査・研究及び提言事業【公益事業１】

（１）海外における知的財産保護に関する調査・研究

世界模倣品・海賊版撲滅対策会議等に参加するとともに、WCO（世界貿易機構）とも密接なコンタクトを取り、海外における知的財産保護の実態の調査・研究を行う。WCO の開発した各国税関当局と権利者企業を結ぶ模倣品対策情報交換システム（IPM）の普及・改善を推進させる観点から、権利者企業との検討会を開催し、その結果を WCO に報告する予定である。

（２）外国税関に対する提言

外国税関職員と税関行政について意見交換を行う予定である。例えば中国では、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その真偽の識別のため権利者に対し 3 日以内に税関に出頭するよう命じているが、権利者にとってこれに応じるには、きわめて困難な状況にある。そこで、CIPIC が行って評価を得ている侵害疑義物品の点検業務（写真撮影等）のノウハウを中国税関に開示・提言し同国における水際における知的財産侵害物品取締りの効率・円滑化に資することとしたい。これについては中国税関も検討を開始した。

（３）模倣品対策のためのトレーサビリティ標準化の世界的動きに関する調査

国際標準化機構（ISO）において、模倣品対策に係る国際標準化について検討が開始されており、これにより製品の出所、流通のトレースがデジュール、デファクトスタンダード

化され、変革が生じることが予想され、我が国権利者企業がこの動きに対応し、国際的な模倣品対策を円滑に進めていくための調査を実施する予定である。CIPIC 会員で希望する者には ISO の文書を転送している。

(4) 水際における知的財産保護活動のノウハウ編纂

会員等が有している水際における知的財産保護活動のノウハウを検討し、集積、編纂する会を設け、ニーズにより出版・頒布を行う予定である。また、会員等権利者からの意見を聴取し、税関にも提言していくこととする。

2. 知的財産に関する普及・啓発事業【公益事業2】

(1) 書籍の頒布事業

・ CIPIC ジャーナルの発行

知的財産侵害品の水際取締りを中心としつつも、より広い知的財産関係の動きを紹介する予定である。

(2) 講演会の関係

時宜に合った知的財産保護の講演会を実施する予定である。

3. 知的財産に関する教育・研修事業【公益事業3】

(1) 日本の税関職員に対する模倣品・海賊版の識別研修への支援

日本の税関における知的財産侵害物品の水際取締りの実効性を高めるため、税関の通関担当職員に対する識別研修において、権利者である CIPIC 会員等の企業から識別方法の講義を、また、中堅税関職員に対する高等科、専門研修においても、CIPIC 会員等の企業が

ら知的財産保護戦略等についての講義を依頼する予定である。

（２） 外国の税関職員に対する水際での知的財産保護についての研修に協力

財務省・税関研修所、WCO が主催する途上国税関職員に対する知的財産関係セミナーについて、CIPIC 会員である権利者の協力を得て、講師派遣、施設の見学の面で支援を行う予定である。

（３） 通関業者に対する模倣品・海賊版の識別研修への支援

通関業者を対象に通関時の模倣品・海賊版の識別能力を高めるためのセミナー等を実施する予定である。